

神戸貸金庫センター利用約款

第1条（目的）

1. 本約款は、合同会社 JLS プラニング（以下「甲」という）が運営する「神戸貸金庫センター」（以下「本施設」という）において提供する、入退室管理、監視設備、金庫設備、検品スペース、運用手順および専用収納ケース等から構成される金庫設備システム（以下総称して「本システム」という）を、契約者（以下「乙」という）が利用するサービス（以下「本サービス」という）の利用条件を定めるものです。
2. 本契約は、甲が管理運営する本システムの特定区画を、乙が自己の責任において施錠・封印したケースを設置する目的で利用する権利（以下「施設利用権」という）を付与する施設利用契約であり、物品の寄託契約、倉庫業法に基づく保管契約、不動産の賃貸借契約（借地借家法の適用を受けるもの）または動産の賃貸借契約ではありません。
3. 甲は、本システムという環境および機能を提供するものであり、乙がケース内に収納する物品（以下「収納物」という）を預かり、占有し、または管理するものではありません。収納物の占有および管理は、常に乙に帰属します。
4. 乙は、甲が指定する検品スペースにおいてのみ収納物の出し入れを行うことができ、金庫室その他の管理区画へ入室することはできません。甲が行う搬入・搬出その他の行為は、本システム運用上必要な範囲で、施錠・封印されたケースの配置・移動を行う事実行為（運用補助）に限られ、甲が収納物に直接接触し、収納物を占有または管理することを意味しないことを、甲乙双方は確認します。

第2条（定義）

本約款における用語の定義は、次の各号のとおりといたします。

1. 「契約者」とは、本契約を締結し本サービスを利用する者をいいます。
2. 「ケース」とは、甲が指定し、本システムの一部として提供する専用収納容器をいいます。
3. 「収納物」とは、乙が自己の責任においてケースに収納する一切の物をいいます。
4. 「施設利用権」とは、本システムを利用して、ケースを本施設内に留置し、所定の手続により検品スペースへ呼び出すことができる権利をいいます。
5. 甲が行う搬入・搬出および配置・移動は、本システム運用として行われる事実行為であり、収納物の占有または管理権限を甲に帰属させるものではありません。
6. 「会員証」とは、会員登録に基づき甲が発行する会員証をいいます。
7. 「オプション」とは、本サービスに付随して甲が提供する有料サービスをいいます。
8. 「開披」とは、鍵の使用、破壊その他の方法によりケースまたは収納物の内部へアクセスする一切の行為をいいます。
9. 「登録代理人」とは、契約者が甲所定の方法により事前に届け出て、甲が本人確認および意思確認を完了した者であって、第16条に定める範囲で本サービスを利用できる者をいいます。
10. 「休会」とは、本契約を終了させることなく、乙の申出により本サービスの利用を一時停止することをいいます。
11. 「解約」とは、本契約を終了させることをいいます。
12. 「再入会」とは、解約後に改めて本契約を締結することをいいます。

第2条の2（収納物の所有権）

1. 収納物の所有権は、常に乙に帰属し、甲の財産とはなりません。
2. 法令に基づく場合を除き、甲の債権者その他第三者が、収納物について権利を主張することはできません。
3. ただし、乙の債務不履行その他本約款に定める事由により、第14条および第24条に基づく手続が行われる場合があることを、乙はあらかじめ了承します。

第2条の3（契約の性質・責任の範囲）

1. 本契約は、甲が提供する本システム（セキュリティ区画、認証設備、金庫設備、運用手順および専用ケースを含む）を、乙が利用する権利（施設利用権）を設定する無名契約であり、物品の寄託契約、倉庫業法に基づく保管契約、不動産または動産の賃貸借契約ではありません。
2. 甲は、本システムという環境および機能を提供する義務を負いますが、乙が自己の責任において施錠・封印したケース内に収納した収納物を預かり、占有し、管理するものではありません。収納物の管理および占有は、常に乙に帰属します。
3. ケースは本システムの付帯設備であり、乙に対して本施設内の特定区画に関する排他的な占有権、借家権その他これに類する権利は一切発生しません。
4. 乙は、本施設のセキュリティ構造上、金庫室その他の管理区画へ自ら立ち入ることができないことを理解し、ケースの配置・移動・呼出し等は、本システムの運用として甲または甲のスタッフが実施することに同意します。
5. 前項に基づく甲の行為は、本システム運用上必要な範囲で施錠・封印されたケースを取り扱う事実行為に限られ、収納物の占有または管理権限を甲に帰属させるものではありません。
6. 前各項の運用の過程においても、収納物の占有および管理は乙に帰属し、甲が収納物を占有または管理しているものとはみなされません。

第2条の4（危険負担）

1. 収納物に関する滅失、毀損、変質等の危険は、甲の故意または重過失による場合を除き、乙に帰属します。
2. 甲は、収納物の現金性、希少性、代替性等を考慮した特別の保全義務を負いません。

第3条（約款の適用・変更）

1. 本約款は、本サービスの提供および利用に関して適用されます。
2. 甲は必要に応じて本約款を改定することができます。乙に不利益となる重要な変更を行う場合、甲は効力発生日の30日前までに第22条所定の方法で周知するとともに、乙は効力発生日までに申出ることによって違約金なく解約できるものとします。乙にとって軽微な変更の場合は、甲の通知時に効力を生じます。

第4条（契約の成立）

1. 本契約は、乙が甲所定の申込手続を行い、本人確認等を経て、甲が承諾し、初期費用および月額利用料の支払いが確認され、会員登録が完了した時点で成立します。
2. 前項成立前の説明、相談、仮申込等は契約成立を意味せず、甲は当該段階において収納物に関する責任を負いません。
3. 甲は、反社会的勢力排除その他合理的理由により申込みを拒否することがあります。

第5条（届出事項の変更）

乙は、氏名、住所、連絡先その他甲への届出事項に変更があった場合、速やかに甲所定の方法で届出を行うものとします。なお、登録代理人の追加、変更または削除は、第16条第4項に従うものとします。

第6条（反社会的勢力の排除）

1. 乙は、暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当せず、将来にわたっても該当しないことを表明・保証するものとします。
2. 乙が反社会的勢力に該当することが判明したとき、甲は何らの通知催告を要せず本契約を解除することができ、これにより乙に生じた損害について甲は一切の責任を負いません。
3. 反社会的勢力からの不当要求等が認められる場合、甲は直ちに利用を停止し、関係機関と連携のうえ必要な措置を講じます。
4. 乙は、登録代理人が反社会的勢力に該当せず、将来にわたっても該当しないことを保証するものとし、登録代理人が反社会的勢力に該当することが判明した場合、甲は当該登録代理人の登録を直ちに取り消し、以後登録代理人による利用を認めないものとします。
5. 前項の場合において、甲は、施設の安全確保および業務運営上必要があると判断するときは、乙による利用についても一時停止その他の合理的措置を講じることができます。

第7条（本人認証・会員証の管理）

1. 利用にあたっては、受付時に甲が発行する会員証による本人認証を行うものとします。登録代理人による利用時の本人確認方法は甲所定の方法によるものとし、会員証の貸与・共有は認めません。
2. 本人認証を通過した乙は、甲スタッフの立会いのもと、甲が指定する検品スペースにおいてのみ収納物の出し入れを行うことができ、金庫室への入室はできません。
3. 会員証の管理は乙の責任において行い、第三者に貸与・譲渡・開示してはなりません。
4. 会員証の紛失・盗難・毀損が生じた場合、乙は直ちに甲へ届出のうえ、甲所定の手数料により再発行を申請するものとします。
5. システム障害その他の理由により会員証による認証ができない場合でも、乙が運転免許証、パスポートその他甲が認める本人確認書類を提示し、甲が乙本人であることを確認できたときは、甲スタッフ立会いのもと検品スペースでの作業を許可することがあります。
6. 乙の過失によらないシステム障害等により利用できなかった場合、甲は合理的な範囲で代替措置を講じます。ただし、甲の故意または重過失による場合を除き、利用機会の喪失に関する補償は月額利用料相当額を上限といたします。本項は第15条に定める損害賠償上限に対する特則として適用します。

第8条（利用方法・入室管理）

1. 本サービスの利用は予約制とし、乙は甲所定の手続に従って利用するものとします。
2. 乙は、甲スタッフの立会いのもと、甲が指定する検品スペースにおいてのみ収納物の出し入れを行うことができるものとします。
3. 金庫室その他の管理区画は嚴重なセキュリティ区画であるため、乙は自ら入室することはできません。ケースの搬入・搬出および移動は、本システムの運用として甲または甲のスタッフが実施

します。甲は、本施設・本システムおよびケースの物理的安全の確保に関する範囲で善良なる管理者の注意義務を負いますが、収納物自体について保管・監視・管理または価値維持の義務を負うものではありません。

4. 収納物の取り扱いについて、乙の過失により収納物が毀損・滅失した場合、甲は一切の責任を負いません。甲のスタッフの過失により損害が生じた場合、甲は第 15 条の範囲内で賠償責任を負います。
5. 予約の変更・取消は甲所定の方法により行うものとし、当日キャンセルまたは無断キャンセルが反復する場合、甲は以後の予約受付を制限することがあります。遅刻があった場合、当該予約枠の延長は行わず、残時間内での利用とします。
6. 契約者本人以外の者による利用が認められる場合の手続および条件は、第 16 条に定めるところによります。
7. 甲は、施設運営上必要がある場合、1 回あたりの利用時間、同伴者の取扱い、予約可能枠の上限その他の利用条件を別途定めることができ、乙はこれに従うものとし、

第 9 条 (鍵の管理)

1. ケースの施錠・開錠に用いる鍵は乙がすべて保有・管理し、甲はスペアキーその他いかなる鍵も保有しません。
2. 甲は、ケースの構造上、通常の運用として収納物を開披・視認する物理的手段および権限を有しておらず、いかなる場合においても自ら収納物を開披しません。
3. 乙は、甲が収納物の内容を知り得ず、また収納物を管理・監視することが物理的に不可能であることを理解した上で、本契約を締結するものとし、
4. 鍵の紛失その他の理由により開錠できない場合、乙は当該ケースを施錠状態のまま買い取るものとし、買取代金の支払い完了時点で、当該ケースおよび南京錠の所有権は甲から乙に移転します。
5. 搬出後の開披、処分、鍵業者の手配等は乙の責任と費用において行われ、甲は一切関与しません。

第 10 条 (禁止物品)

乙は、ケースに収納する物品が本約款に定める禁止物品に該当しないことを保証する。甲は、禁止物品に該当しない限り、収納物の種類・性質・価値について確認・制限・申告要求を行わない。

- (1) 生もの、生き物、腐敗・変質しやすい物、強い臭気を発する物
- (2) 爆発物、火薬類、揮発性・可燃性の高い物、放射性物質、その他危険物
- (3) 法令により所持・保存が禁止されている物
- (4) その他、甲が本施設内での留置・配置が不適切と判断する物
- (5) 犯罪による収益の移転防止に関する法律に定義される「犯罪による収益」その他、乙が同法その他の法令に違反して取得または保有する物品
- (6) 適切な緩衝材等による十分な梱包がなされていない易損品（ガラス製品、陶磁器、精密機器その他衝撃・振動により破損するおそれのある物）。なお、搬送中に通常生じ得る振動または軽微な衝撃による破損について、甲は責任を負いません。

第 10 条の 2 (利用目的の確認・不正利用防止)

1. 乙は、甲が求める場合、本サービスの利用目的および本約款に違反しないことを、甲所定の方法で申告し、必要な範囲で説明するものとし、

2. 甲は、施設の安全確保および法令遵守のため、利用状況の確認（立会い、記録、検査その他合理的な方法）を行うことができ、乙はこれに協力するものとします。
3. 乙が正当な理由なく前二項に協力しない場合、甲は搬入・搬出の拒否、利用停止、契約解除その他の措置を講じることができます。

第 11 条（検査への協力）

1. 乙は、ケースへの収納物の搬入または入替を行い、ケースを施錠および封印する直前に、甲スタッフの立会いのもと、収納物の内容に第 10 条に定める禁止物品が含まれていないかどうかの目視確認（以下「安全確認」といいます。）を受けるものとします。当該確認は、禁止物品の混入の有無を外形的に確認する目的に限り、収納物の内容・価値等を把握・記録するものではありません。
2. 前項の安全確認は、施設の安全確保および法令遵守を目的として、禁止物品の混入の有無を目視により外形的に確認する限度で行うものです。甲は、当該確認において、収納物の種類、数量、品質、真贋、価値その他禁止物品の有無以外の事項については一切確認を行わず、これらについて何らの責任も負いません。甲は、当該確認の結果として収納物が本約款に違反しないことを保証するものではありません。当該安全確認は、禁止物品の有無を外形的に確認する目的に限定され、収納物の真正性、合法取得性、資金出所、課税関係その他一切の法的適合性を確認または保証するものではありません。
3. 甲は、安全確保のため合理的必要があると認める場合、前二項の目視確認に加え、非開封・非接触を前提とした検査（金属探知、X 線等の機器検査）を実施する場合があります、乙はこれに協力するものとします。
4. 乙が第 1 項の安全確認または前項の検査への協力を拒否した場合、甲は安全確保のため収納物の搬入・搬出および本サービスの提供を拒否することができます。この場合、甲は当該拒否により乙に生じた損害について責任を負いません。
5. 甲は、安全確認等の結果、法令違反または第 10 条違反が疑われる物品を検知した場合、収納の拒否、所轄官公署への通報その他法令に基づく措置を講じることができます。

第 12 条（料金・税金）

1. 本サービスの利用にあたり、乙は、月額利用料、入会金、休会管理料、再入会時の入会金、オプション料金その他甲が別途定める料金（以下総称して「利用料金」といいます。）を支払うものとします。
2. 利用料金の金額、適用条件および算定方法は、甲が別途定める料金表によります。
3. 甲は、社会情勢、運営コストの変動その他合理的理由がある場合、料金表を改定することができます。料金改定を行う場合、甲は第 22 条に定める方法により事前に周知します。
4. 料金は、特段の表示がない限り消費税等相当額を加算して支払うものとします（料金表に税込表示がある場合を除きます）。

第 12 条の 2（契約期間・更新・課金起算日）

1. 本契約の契約期間は 1 か月とし、別段の申出がない限り、同一条件で 1 か月ごとに自動更新されます。
2. 月額利用料の課金起算日は、甲が本契約の成立および会員登録の完了を通知した日（以下「課金

起算日」という)に基づき毎月同日とします。該当月に同日が存在しない場合は、その月の末日を課金日とします。

3. 月の途中で利用開始または解約があっても、月額料金の日割計算は行いません。

第 13 条 (支払方法・遅延損害金)

1. 料金は、クレジットカード決済または甲指定口座への振込、または現金により（現金支払は甲所定の受付時間内に限り、領収書の発行をもって支払完了とします）、甲が指定する期日までに支払っていただきます。
2. 期日までに支払いが確認できない場合、甲は利用停止のうえ、所定の遅延損害金を請求することができます。遅延損害金は年 14.6%（日割計算）とします。振込手数料は乙の負担とします。甲は受領した金員を、手数料・遅延損害金・元本の順に充当することができます。遅延損害金の起算日は支払期日の翌日とし、完済日までの日割で計算します。
3. 甲は、相当の催告期間を定めた書面催告を行ったうえで、利用停止・解除その他本約款に基づく措置を講ずることができます。

第 14 条 (延滞・未払いへの措置)

1. 乙が料金の支払いを期日までに行わなかった場合、甲は乙に対し相当の期間を定めて催告を行い、その期間内に支払いがなされないときは、乙による本サービスの利用を停止することができます。
2. 乙が各料金の支払期日の翌日から起算して 2 か月以上料金を支払わない場合、甲は本契約を解除し、当該ケースを金庫室内に留置し、搬入・搬出その他一切の利用を停止することができます。
3. 契約解除後、甲は乙の届出先に対し、内容証明郵便その他確実な方法により少なくとも 2 回以上通知を行い、合計 3 か月以上の猶予期間を設けて収納物の引取りを求めるものとします。この際、電子メール、SMS 等による補助通知を併用することがあります。なお、登録代理人が届け出られている場合、甲は、乙との連絡が取れないときに限り、連絡不能時の確認および事態の周知を目的として、登録代理人に対して補助的に通知または連絡を行うことがあります。
4. 前項の猶予期間を経過しても、乙または正当な権限を有する者からの引取りが行われず、かつ甲が返還手続を進めることができない場合、甲は、当該ケースを施錠および封印された状態のまま、施設内に留置し、その状態を維持するものとします。前項に基づく留置期間は最大 12 か月間とし、この期間中、乙は月額利用料ならびに通知、保全、搬送その他本項に関連して合理的に要した実費を負担するものとします。乙または正当な権限を有する者が、未払料金、遅延損害金および前項の実費をすべて弁済した場合に限り、甲は当該ケースを引き渡します。なお、本項に基づく留置および状態維持は、乙の債務不履行に伴う引渡制限に対応するための事実上の状態維持措置であり、寄託契約または倉庫業法上の保管義務を構成するものではありません。
5. 前項の留置期間満了時点においても引取りがない場合、甲は第 24 条に従い、法令上必要な手続を経て処分手続を行うことができます。
6. 甲は、乙の債務不履行がある場合、法令に基づき、未払料金、遅延損害金および実費が弁済されるまで、ケースの引渡しを留保することができます。
7. 乙の死亡または所在不明が判明した場合であっても、本契約が解約または解除されるまでの間、料金の発生および未払への措置は本条に従って行われます。ただし、死亡または意思能力喪失に関する取扱いは第 19 条を優先して適用します。

8. 利用停止期間中においても、甲は施設およびケースについて善良なる管理者の注意義務をもって施設およびケースの物理的安全の確保に努めます。

第 15 条（免責・責任の限定）

1. 甲は、本システムの維持管理および施設運営について、善良なる管理者の注意義務を尽くします。ただし、本約款に別段の定めがある場合を除き、収納物自体について保管、監視、管理または価値維持の義務を負うものではありません。
2. 甲は、収納物の内容、数量、品質、真贋、価値、現金性、希少性、代替性その他一切の属性について確認・把握・記録を行わず、これらを前提とした特別の注意義務または保全義務を負いません。
3. 【現金・高額品に関する特則】甲は、収納物の内容を確認しないため、ケース内に現金、有価証券、貴金属、宝石、貴重品その他の高額な物品が収納されていたとしても、その事実および価額を一切認定しません。万一、甲の責めに帰すべき事由により収納物に損害が生じた場合であっても、甲による損害賠償は、収納物の種類・性質・価額の如何を問わず、本条第 4 項に定める上限額に限られるものとします。
4. 甲の責めに帰すべき事由により乙に損害が生じた場合における甲の損害賠償責任の範囲は、通常生ずべき直接かつ現実の損害に限られ、その上限額は、当該契約に係る直近 12 か月分の月額利用料相当額とします。ただし、甲の故意または重過失による場合は、この限りではありません。
5. 甲は、逸失利益、間接損害、特別損害、結果的損害、精神的損害その他これらに類する損害については、甲の故意または重過失による場合を除き、一切の責任を負いません。
6. 乙は、高額な資産、代替性の乏しい物品または経済的・感情的価値の高い物品を収納する場合、自らの判断と責任において必要な保険契約等のリスク管理措置を講じるものとし、甲はこれについて一切関与せず、補償を行いません。

第 16 条（本人利用の原則および例外）

1. 本サービスの利用は、原則として契約者本人に限られるものとします。
2. 前項にかかわらず、契約者は、甲所定の方法により登録代理人を 1 名届け出ることができ、甲が本人確認および契約者の意思確認を完了した場合に限り、当該登録代理人による利用を認めます。なお、当該意思確認は、申込システム上の同意、書面への署名、会員サイト上での承認その他甲が記録可能な方法により行うものとし、甲は当該記録を保管します。
3. 登録代理人が行うことができる行為は、甲スタッフ立会いのもと検品スペースにおいて行う収納物の出し入れ（入替を含みます。）およびこれに付随する手続に限られます。
4. 登録代理人の追加（1 名の範囲での差替えを含みます。）、変更または削除は、契約者本人が来店し、甲所定の本人確認手続を完了した場合に限り受け付けます。電話、電子メールその他遠隔手段による申出は受け付けません。登録代理人は常に 1 名に限られ、同時に複数名を登録することはできません。
5. 甲は、登録代理人による利用に際し、本人確認、意思確認、利用目的その他必要と認める条件を課し、または当該利用を拒否することができます。
6. 登録代理人は、契約者本人の意思に基づき、本契約の解約を申し出ることができます。ただし、当該解約に伴う返金の請求、契約条件の変更、解約条件に関する交渉、金銭の受領、ケース・鍵

等の返還請求その他一切の財産的行為を行う権限は有しません。

7. 甲が登録代理人に対して通知または連絡を行った場合であっても、当該登録代理人に、乙の未払料金の支払義務または支払権限、収納物の引渡請求権その他の財産的権限が当然に付与されるものではありません。
8. 契約者の死亡が判明した場合、または甲が合理的理由により死亡もしくは意思能力喪失を疑う場合には、本条に基づく登録代理人による利用および前二項に基づく解約申出は一切認められず、第 19 条に従い取り扱います。
9. 登録代理人は、契約者が生存していることを前提として、甲所定の方法（決済システム上の手続を含みます。）により、月額利用料その他の料金の支払方法の変更を行うことができます。
10. 登録代理人が前項に基づき支払方法の変更を行う場合、当該変更は、契約者が生存していることを前提とする登録代理人の表明に基づいて行われるものとし、当該表明が事実と異なることにより生じた一切の結果について、甲は責任を負いません。
11. 登録代理人による利用は、契約者の指定と意思に基づくものであり、当該利用により契約者・登録代理人・第三者（相続人を含む）間で生じた紛争について、甲は一切関与せず責任を負わない。

第 17 条（中途解約）

1. 乙（第 16 条に定める登録代理人を含みます。）は、本サービスをいつでも解約することができます。解約の申出は、甲所定の方法により行うものとし、当該申出が受理された日の属する利用月の末日をもって解約の効力が生じます。ただし、課金起算日その他決済処理の都合により、申出の時期によっては翌月分の請求が発生する場合があります、その場合は甲は次回以降の請求停止または返金・充当等の方法により合理的に調整します。
2. 解約の効力発生日までに既に支払われた当該利用月の月額料金は返還いたしません（日割計算は行いません）。ただし、解約の効力発生日以降の将来月の料金については請求いたしません。
3. 乙が当該利用月の途中で解約を申し出た場合であっても、当該利用月末日までは本約款の範囲内で利用することができます。乙が即時停止を希望する場合でも、当該利用月の料金の返還は行いません。
4. 甲の責めに帰すべき事由により、本サービスの提供が当該利用月の大半にわたり継続して不可能となったと甲が認める場合、乙の請求に基づき、甲は当該利用月の月額料金相当額を上限として、翌月以降の料金への充当または同額の返還を行います（いずれも日割計算は行いません）。なお、甲の故意または重過失がある場合は、この限りではありません。
5. 入会金、手数料、オプション料金その他一時金については、法令に別段の定めがある場合を除き、返還いたしません。

第 17 条の 2（休会）

1. 乙は、本契約を終了させることなく、本サービスの利用を一時停止する休会を申し出ることができます。
2. 休会の申出は、契約者本人が来店の上、甲所定の手続により行うものとします。
3. 休会開始にあたり、乙はケース内の収納物をすべて搬出し、ケースを空の状態としたうえで、甲による確認を受けるものとします。
4. 休会期間は、連続して最大 6 か月とします。

5. 休会期間中も、本契約は存続し、乙は第12条に定める利用料金のうち、料金表に定める休会管理料を支払うものとします。
6. 休会期間満了前に、甲は乙に対し通知を行います。乙が解約の申出をしない限り、休会期間満了後は従前のプランに復帰します。
7. 乙は、通常プランを6か月以上継続利用した後でなければ、再度休会を申し出ることはできません。
8. 休会は、施設利用権の確保を維持するための制度であり、休会期間中に区画の確保が保証されることを意味するものではありません。ただし、契約が存続する限り、甲は合理的範囲で区画の確保に努めます。

第17条の3（再入会）

1. 解約後に再度本サービスの利用を希望する場合、乙は新たに本契約を締結するものとします。
2. 再入会は、本施設に区画の空きがある場合に限り認められます。甲は区画の確保を保証するものではありません。
3. 再入会時の入会金その他の条件は、料金表に定めるところによります。
4. 退会日の翌日から1年以内に再入会する場合の優遇措置の有無および内容は、料金表に定めます。
5. 創設会員が退会后1年以内に再入会する場合、退会前の会員種別および料金条件は、料金表に定める範囲で維持されるものとします。ただし、区画に空きがある場合に限りです。

第18条（契約解除）

甲は、乙に次の各号のいずれかがある場合、相当の期間を定めた催告のうえ本契約を解除し、以後の利用を拒絶することができます。

ただし、乙が反社会的勢力に該当する場合その他催告が相当でない重大な事由がある場合は、催告を要しません。

- (1) 本約款に違反したとき
- (2) 第11条に基づく検査に正当な理由なく反復して協力しないとき
- (3) その他、甲が合理的に業務運営上の支障があると認めたとき

第19条（死亡・所在不明時の取扱い）

1. 本条は、乙の死亡または所在不明（疑いを含みます。）に関して、第14条に優先して適用されます。乙について死亡の申告があった場合、または甲が合理的理由により乙の死亡もしくは所在不明を疑う事由を把握した場合、甲は直ちに収納物の搬出・引渡しその他一切の利用を停止し、未払および連絡不能時の手続に従って対応します。
2. 前項の場合において、甲は、戸籍（除籍）謄本、死亡診断書その他甲が相当と認める公的書類により死亡の事実を確認できた時点で、本条に基づく死亡時対応へ正式に移行します。
3. 甲は、死亡の事実が確認された場合であっても、相続関係を証する公的書類（法定相続情報一覧図、遺言書の検認調書、公正証書遺言、家庭裁判所の審判書等）の提出がなされるまで、収納物の引渡しを行いません。
4. 相続人、遺言執行者、相続財産管理人その他正当な権限を有する者から収納物の引渡し請求があった場合、甲は、当該権限を証する公的書類（法定相続情報一覧図、遺言書の検認調書、公正証書遺言、家庭裁判所の審判書その他これらに準ずる書面）の提出を求め、当該書類により権限が

明確に確認できる場合に限り、収納物の引渡しを行います。

5. 相続手続の未了、相続人間の紛争、書類不備その他の事由により引渡しが行われない期間においても、本契約が解約または解除されるまでの間、月額利用料その他の料金は発生するものとします。
6. 乙の死亡が判明し、かつ第4項に基づく相続人等から保管継続の要請があった場合、甲は当該ケースを施錠・封印状態のまま、施設内に配置を継続し、その状態を維持するものとします。ただし、甲が相続人等に対して請求できる月額利用料の未払分の合計額は、事由の如何を問わず最大で24か月分を上限とします。なお、当該上限を超える期間について、甲は追加の月額利用料を請求しません。ただし、通知・保全・搬送その他保管継続のために合理的に要した実費についてはこの限りではありません。
7. 相反する請求が存在する場合、または裁判所の仮処分命令・差止命令その他公的機関の関与が示された場合、甲は引渡しを停止し、当該指示に従って対応します。
8. 甲は、相続関係の判断、相続人間の調整または紛争解決には一切関与せず、いかなる助言、判断または仲介も行いません。
9. 相続人が複数存在する場合、甲は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、収納物の引渡しを行うものとします。
 - (1) 相続人全員が署名（実印）し、各相続人の印鑑証明書が添付された代表者指定書により選任された代表者
 - (2) 法定相続情報一覧図、遺言書（検認調書を含む。）、遺言執行者の権限を証する書面、家庭裁判所の審判書その他の公的書面により、単独で収納物の引渡しを受ける権限が明確に確認できる者前各号に該当しない限り、甲は収納物の引渡しを行いません。また、前各号に基づき適法に収納物の引渡しを行った場合、当該引渡しをもって、甲は全相続人に対する返還義務を完了したものとみなします。
10. 契約者の死亡が判明した場合、登録代理人による支払方法の変更その他契約内容の変更は一切認められず、以後の料金の支払および保管継続の取扱いは、本条に従うものとします。

第20条（監視・記録）

1. 施設内の安全確保のため、甲は入退室管理、監視カメラによる録画等を行う場合があります（開封作業エリアについてはプライバシーに配慮した設定とします）。
2. 監視・記録データの保存期間および取扱いは、甲の個人情報保護方針に従います。保存期間は原則として90日とし、事故・紛争対応等の必要がある場合はこの限りではありません。

第21条（個人情報の取扱い）

1. 甲は、乙の個人情報を、本サービスの提供、本人確認、利用状況の管理、契約者本人への連絡、ならびに法令に基づき正当な権限を有する者への必要な連絡、法令に基づく要請への対応の目的の範囲で取り扱い、甲の個人情報保護方針に従って適切に管理いたします。なお、乙が申込時に任意で届出た緊急連絡先については、本サービスの安全管理および連絡不能時の確認目的に限り、法令の範囲内で連絡を行うことがあります。
2. 甲は、以下のとおり乙の個人情報を、乙に不利益が生じない範囲で本サービスの業務委託業者で

ある HYS サポートとの間で共同利用いたします。

(1) 共同利用者の範囲：HYS サポート

(2) 利用目的：本サービスの提供・運営、顧客対応、サービス改善に加え、関連サービス・セミナー・イベント・情報提供等の案内のために利用します。

なお、個人データを他社へ販売・提供することはありません。乙は、甲所定の方法により、前記「案内」に関する配信停止（オプトアウト）をいつでも行うことができます。

(3) 個人情報の管理責任者：合同会社 JLS プラニング

(4) 共同利用する個人データの項目：氏名、生年月日、住所、連絡先、本人確認書類情報、会員番号、利用履歴、決済情報（カード種別・決済 ID 等の必要最小限の情報に限る）、問い合わせ・対応履歴

(5) 取得方法：申込・利用時の直接取得、問い合わせ対応等における取得

(6) 開示等の請求窓口：合同会社 JLS プラニング 個人情報問合せ窓口

3. 甲は、共同利用とは別に、業務委託先との間で個人データの安全管理義務、目的外利用の禁止、再委託の制限等を定めた契約を締結します。
4. 甲は、本条 2 項に定める共同利用の詳細（共同利用者、目的、項目、管理責任者、問い合わせ窓口等）を甲のウェブサイト公表します。共同利用に係る苦情・開示等の請求は第 21 条 2 項(6)の窓口で受け付けます。
5. 甲は、登録代理人の本人確認、意思確認、不正利用防止、施設の安全管理、乙との連絡不能時の確認・周知その他本サービスの提供・運営および紛争・事故対応の目的の範囲で、登録代理人の個人情報（氏名、生年月日、住所、連絡先、本人確認書類情報、登録・変更履歴、利用履歴その他必要最小限の情報）を取得し、甲の個人情報保護方針に従って適切に管理します。

第 22 条（通知方法）

甲から乙への通知は、書面、電子メール、会員サイト掲示、SMS その他甲が適切と認める方法により行うものとします。書面による通知は通常到達すべき時に到達したものとみなし、電子的方法による通知は通常到達すべき時に到達したものとみなします。ただし、明らかな送達不全が確認された場合はこの限りではありません。甲は、料金表を改定する場合、原則として効力発生日の 30 日前までに本条所定の方法により周知します。

乙との連絡が取れない場合その他甲が必要と認める場合、甲は、連絡不能時の確認および事態の周知を目的として、登録代理人に対して補助的に通知または連絡を行うことがあります。なお、当該通知または連絡は、乙に対する通知とみなされるものではありません。

第 23 条（不可抗力）

天災地変、火災、停電、通信障害、感染症の流行、法令の制定・改廃、行政指導、労働争議、戦争、テロその他甲の合理的支配の及ばない事由により、本サービスの全部または一部を停止または中断した場合、甲はその責を負いません。

この場合、甲は可能な限度で代替措置を講じます。停止・中断期間中の料金の減免の要否については、停止・中断の期間・内容・影響の程度を総合的に勘案し、甲が合理的な範囲で判断します。

第 23 条の 2（倒産時の返還）

1. 甲が倒産、破産、民事再生その他事業の継続が不可能となった場合においても、収納物は乙の財

産に帰属します。甲は、適用法令および裁判所の手続に従い、乙への返還手続を速やかに実施するよう最大限努めます。

2. 甲は、事業終了または倒産手続開始の決定がなされるときは、乙に通知の上、返還方法および日程等について法令の範囲内で速やかに案内します。
3. 破産管財人等の関与が必要となる場合、甲は適切な関係当局・手続関係人と連携し、乙の所有権を尊重した返還手続が適法に実行されるよう最大限の措置を講じます。

第 23 条の 3（緊急時における資産保全措置）

1. 災害、事故、犯罪その他の緊急事態が発生し、または発生するおそれがある場合、甲は、人命の安全を最優先としたうえで、可能な範囲において、収納ケースおよび施設の安全確保、ならびに収納物の毀損・滅失の防止に努めるものとします。
2. 前項の目的を達成するため、甲は、ケースが施錠および封印された状態を維持したまま、他の安全な施設または車両等へ移送する等の合理的な措置を講じることがあります。甲は、いかなる場合においても、ケースを開披することなく移送・保全措置を行うものとします。これらの措置は、人命・施設安全を最優先とする緊急対応としての事実行為であり、収納物について寄託・保管責任を負うことを意味しません。
3. 前各項に定める措置は、当時の状況、法令、人命への影響、現場の安全性等を総合的に勘案し、甲が合理的に判断するものとし、特定の対応の実施を保証するものではありません。

第 24 条（引取り不能時の措置・処分）

1. 甲は、催告および通知を尽くしても収納物の引取りが行われない場合、法令に従い、公的手続を経た上で処分を行うことができます。
2. 前項の処分は、収納物の価値判断を前提とせず、合理的な方法で行われるものとします。
3. 処分により金銭を得た場合、甲は未払料金、遅延損害金および合理的費用に充当し、残余があるときは返還または供託します。

第 25 条（オプション）

1. 甲は、乙の希望により、配送・引取その他のオプション（以下「本オプション」といいます。）を提供することがあります。
2. 本オプションの内容、料金、本人確認方法、引渡完了時点、危険負担、保険付保の有無、損害発生時の責任範囲その他の条件は、別紙「配送オプション利用条件」に定めます。
3. 本オプションにおける引渡完了は、受領者の本人確認の完了および受領記録（署名または電子署名・タイムスタンプ等）の取得時点とします。
4. 本オプションに関して甲が負う損害賠償責任の上限は、当該契約における直近 12 か月分の月額利用料相当額とします。ただし、甲の故意または重過失による場合はこの限りではありません。
5. 甲は、逸失利益、間接損害、特別損害、結果的損害については、甲の故意または重過失による場合を除き、一切責任を負いません。
6. 本サービスまたは本オプションに関連して甲が実務を委託する第三者（ジェイ・ロジスティックサービス株式会社等）は、甲の指示に基づく履行補助者に過ぎず、乙との間に直接の契約関係は生じず、当該第三者が乙に対して直接責任を負うものではないことを、甲乙は確認します。
7. 甲は、危険物その他安全管理上不適切と判断する物品に関して、本オプションの提供を拒否する

ことがあります。

第 26 条（権利義務の譲渡禁止）

乙は、本契約に基づく地位および権利義務を、甲の書面による事前承諾なくして第三者に譲渡、承継、担保提供等してはなりません。

第 27 条（準拠法・合意管轄）

- 本約款は日本法に準拠するものとします。
- 本サービスに関して甲と乙との間で生じた紛争については、甲本店所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所といたします。ただし、乙が消費者である場合、乙の住所地を管轄する裁判所に提起することもできます。
- 本約款に定めのない事項および本約款の解釈に疑義が生じた場合は、日本法その他関係法令に従い、甲乙協議のうえ誠実に解決を図るものとします。

第 28 条（分離可能性）

本約款のいずれかの条項が無効または執行不能と判断された場合でも、その他の条項は継続して完全に効力を有するものとします。

制定：2026年2月
合同会社 JLS プラニング